

○国立大学法人信州大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する取扱要項

(平成 27 年 12 月 17 日国立大学法人信州大学要項第 36 号)

目次

- 第 1 章 目的(第 1)
- 第 2 章 定義(第 2)
- 第 3 章 管理体制(第 3－第 8)
- 第 4 章 教育研修(第 9)
- 第 5 章 職員の責務(第 10)
- 第 6 章 特定個人情報等の取扱い(第 11－第 24)
- 第 7 章 情報システムにおける安全の確保等(第 25－第 36)
- 第 8 章 情報システム室等の安全管理(第 37・第 38)
- 第 9 章 特定個人情報等の提供及び業務の委託等(第 39・第 40)
- 第 10 章 安全確保上の問題への対応(第 41・第 42)
- 第 11 章 監査及び点検の実施(第 43－第 45)
- 第 12 章 行政機関との連携(第 46)
- 第 13 章 その他(第 47－第 49)

附則

第 1 章 目的

(目的)

第 1 この要項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)に基づき、国立大学法人信州大学(以下「本法人」という。)における個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の適正な取扱いに関する基本的事項を定めることにより、本法人の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 本法人における特定個人情報等の取扱いについては、番号法その他の関係法令に別段の定めがあるもののほか、この要項の定めによる。

第 2 章 定義

(定義)

第 2 この要項における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「個人情報」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。)第 2 条第 2 項に規定する個人情報であって本法人が保有するものをいう。

- (2) 「個人情報ファイル」とは、独立行政法人等個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報ファイルであって本法人が保有するものをいう。
- (3) 「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (4) 「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。
- (5) 「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。
- (6) 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- (7) 「個人番号利用事務」とは、番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- (8) 「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (9) 「部局」とは、総務部及び財務部をいう。

第3章 管理体制

(総括保護管理者)

第3 本法人に、本法人における特定個人情報等の管理に関する事務を総括させるため総括保護管理者を置き、総務担当の理事をもって充てる。

(保護管理者)

第4 本法人に、本法人における特定個人情報等の適切な管理を確保する(特定個人情報等を情報システムで取り扱う場合、当該情報システムの管理者と連携する。)ため保護管理者を置き、総務部人事課長及び財務部経理調達課長をもって充てる。

(事務取扱担当者)

第5 保護管理者は、職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)のうちから、特定個人情報等を取り扱う職員(以下「事務取扱担当者」という。)を指名し、その役割を指定する。

2 保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

(特定個人情報等の取扱いに関する組織体制の整備)

第6 保護管理者は、次の各号に掲げる組織体制を整備する。

- (1) 事務取扱担当者がこの要項等に違反している事実又は兆候を把握した場合の職員からの報告連絡体制
- (2) 特定個人情報等の漏えい、滅失又はき損(以下「情報漏えい等」という。)事案の発生又は兆候を把握した場合の職員からの報告連絡体制
- (3) 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化
- (4) 特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

(監査責任者)

第7 本法人に、本法人における特定個人情報等の管理の状況について監査させるため、監査責任者を1人置き、内部監査室長をもって充てる。

(スタッフ組織)

第8 総括保護管理者は、特定個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため、関係職員を構成員とするスタッフ組織を組織する。

第4章 教育研修

(教育研修)

第9 総括保護管理者は、事務取扱担当者に対し、特定個人情報等の取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、特定個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

3 総括保護管理者は、保護管理者に対し、部局における特定個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。

4 保護管理者は、特定個人情報等の適切な管理のために、当該部局の職員に対し、第1項及び第2項に定める教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第5章 職員の責務

(職員の責務)

第10 職員は、番号法の趣旨に則り、関係法令及びこの要項等の定め並びに総括保護管理者及び保護管理者の指示に従い、特定個人情報等を取り扱わなければならない。

2 職員は、特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者がこの要項等に違反している事実又は兆候を把握した場合には、速やかに保護管理者に報告しなければならない。

3 事務取扱担当者は、特定個人情報等の情報漏えい等の防止その他特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6章 特定個人情報等の取扱い

(適正な取得)

第11 本法人は、偽りその他不正の手段により特定個人情報等を取得してはならない。

(正確性の確保)

第12 本法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、当該特定個人情報等が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全確保の措置)

第13 本法人は、特定個人情報等の情報漏えい等の防止その他の特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス制限)

第14 保護管理者は、特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該特定個人情報等にアクセス権限を有する職員とその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 アクセス権限を有しない職員は、特定個人情報等にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で特定個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第15 職員が、業務上の目的で特定個人情報等を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次の各号に掲げる行為については、当該特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行わなければならない。

(1) 特定個人情報等の複製

(2) 特定個人情報等の送信

(3) 特定個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他特定個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第16 職員は、特定個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第17 特定個人情報等が記録されている媒体の保管については、国立大学法人信州大学法人文書管理規則(平成23年国立大学法人信州大学規則第8号。以下「法人文書管理規則」という。)第14条の規定により行う。

(廃棄等)

第 18 特定個人情報等の廃棄等については、法人文書管理規則第 18 条の規定により、当該特定個人情報等の復元又は判読が不可能な方法で当該情報の廃棄等を行う。

(特定個人情報等の取扱状況の記録)

第 19 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録するものとする。

(個人番号の利用の制限)

第 20 保護管理者は、個人番号の利用に当たっては、番号法に定める個人番号利用事務及び個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)に限定するものとする。

(特定個人情報等の提供の求めの制限)

第 21 本法人は、個人番号利用事務等処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

2 事務取扱担当者は、番号法第 14 条第 1 項の規定により本人から個人番号(当該本人と同一世帯に属する者の個人番号を含む。)の提供を受けるときは、番号法第 16 条の定めるところにより本人確認を行わなければならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第 22 事務取扱担当者は、個人番号利用事務等処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第 23 本法人は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報等を収集又は保管してはならない。

(取扱区域)

第 24 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

第 7 章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第 25 保護管理者は、特定個人情報等(情報システムで取り扱うものに限る。以下第 25 から第 36 において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、IC カード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(アクセス記録)

第 26 保護管理者は、特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずる。

(アクセス状況の監視)

第 27 保護管理者は、特定個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該特定個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、特定個人情報等を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

(管理者権限の設定)

第 28 保護管理者は、特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

第 29 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

(不正プログラムによる情報漏えい等の防止)

第 30 保護管理者は、不正プログラムによる特定個人情報等の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずる。

(情報システムにおける特定個人情報等の処理)

第 31 職員は、特定個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(暗号化)

第 32 保護管理者は、特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとし、職員は、これを踏まえ、その処理する特定個人情報等について、当該特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第 33 保護管理者は、特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該特定個人情報等の情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USB メモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

第 34 保護管理者は、特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定する等の必要な措置を講ずる。

(端末の盗難防止等)

第 35 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、端末を設置する室等の施錠等の必要な措置を講ずる。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第 36 職員は、端末の使用に当たっては、特定個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

第 8 章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第 37 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。

2 保護管理者は、特定個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

3 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。

4 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(情報システム室等の管理)

第 38 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第9章 特定個人情報等の提供及び業務の委託等 (提供の制限)

第39 保護管理者は、番号法で定める場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(業務の委託等)

第40 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき本法人が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するため、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理・実施体制、特定個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認し、特定個人情報等の適切な管理を行う能力を有する者を選定するものとする。

- (1) 特定個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止、委託先からの持出の禁止等の義務
- (2) 特定個人情報等を取り扱う業務従事者の範囲並びに業務従事者に対する監督及び教育に関する事項
- (3) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (4) 特定個人情報等の複製等の制限に関する事項
- (5) 特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生時における対応及び責任に関する事項
- (6) 委託終了時における特定個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
- (7) 契約内容の遵守状況についての報告の義務
- (8) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任
- (9) この要項を遵守する義務
- (10) その他必要な事項

2 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、本法人が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう年1回以上の定期的検査等により確認し、必要かつ適切な監督を行うものとする。

3 委託先において、個人番号利用事務等を再委託する際には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

- 4 特定個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等特定個人情報等の取扱いに関する事項を明記する。

第 10 章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

- 第 41 特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者がこの要項等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該特定個人情報等を管理する保護管理者に報告する。
- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等の LAN ケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を学長に速やかに報告する。
- 5 総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、文部科学省を通じて特定個人情報保護委員会に対し、速やかに情報提供を行う。
- 6 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

(公表等)

- 第 42 事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る特定個人情報等の本人への対応等の措置を講ずる。公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省行政管理局に情報提供を行う。

第 11 章 監査及び点検の実施

(監査)

- 第 43 監査責任者は、特定個人情報等の適切な管理を検証するため、第 3 から第 42 に規定する措置の状況を含む本法人における特定個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査(外部監査を含む。以下同じ。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

(点検)

第 44 保護管理者は、部局における特定個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価及び見直し)

第 45 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から特定個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第 12 章 行政機関との連携

(行政機関との連携)

第 46 本法人は、個人情報の保護に関する基本方針(平成 16 年 4 月 2 日閣議決定)4 を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、その保有する特定個人情報等の適切な管理を行う。

第 13 章 その他

(苦情処理)

第 47 本法人は、本法人における特定個人情報等の取扱いに関する苦情(以下「苦情」という。)の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 本法人は、苦情の相談の受付等を行う窓口を設置するものとする。

3 苦情を受け付けたときは、関係する保護管理者は、当該苦情に関する当該特定個人情報等の取扱いの状況等を迅速に調査して、その適切かつ迅速な処理に努めるとともに、必要に応じ、総括保護管理者に協議するものとする。

(開示、訂正及び利用停止)

第 48 本法人は、国立大学法人信州大学の保有する個人情報の開示等に関する取扱要項(平成 17 年国立大学法人信州大学要項第 16 号)に定めるところにより、特定個人情報等の開示、訂正及び利用停止を行うものとする。

(雑則)

第 49 この要項に定めるもののほか、本法人が保有する特定個人情報等の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 27 年 12 月 17 日から実施する。